

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：23901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380042

研究課題名(和文) ポスト新自由主義時代のペルーにおける憲法裁判の理論と実態に関する比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study on Theory and Praxis of the Constitutional Jurisdiction of Peru in Post-Neoliberalism

研究代表者

川畑 博昭 (KAWABATA, Hiroaki)

愛知県立大学・日本文化学部・准教授

研究者番号：50423843

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、ペルーの憲法裁判所が2000年代半ばから積極的に権利保障機能を果たした事実を、憲法裁判所自身の広報活動と憲法訴訟手続法の制定から捉えた。1990年代後半とは異なる政治社会環境がそれを可能とした。ペルーの憲法学はこの現象から、社会問題の解決を憲法裁判所に求める傾向(法の憲法化)や従来とは異なる憲法をめぐる政治の可能性(新たな立憲主義)を見出していることがわかる。最終年度は、ペルー先住民文化と憲法裁判所に焦点を当て、比較の観点から、アメリカ石油パイプライン建設先住民反対運動の研究に着手した。

研究成果の概要(英文)：This research understands the activation of the Constitutional Court of Peru from the mid of 2000 by the fact that this jurisdictional institution performed actively public relations in society and the enactment of the Constitutional Procedure Code of 2005. Indeed, different political and social environment from that of the late 1990s allowed it. Peruvian Constitutional Law have paid special attention to this phenomenon by way of two new concepts: one is "constitutionalization of laws" which indicates us a belief and hope of people to resolve social problems at this court and "neo-constitutionalism" is another which allows us to see possibilities of unconventional constitutional politics. In the last year, the research focused on Peruvian native or indigenous culture and the Constitutional Court, and in terms of comparative study started to investigate the case of native American protesting movement against construction of oil pipeline at Standing Rock in North Dakota.

研究分野：比較憲法学

キーワード：憲法裁判所 ペルー ポスト新自由主義 法の憲法化 新たな立憲主義 先住民 ブラジル アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

(1) 1992年のクーデタを契機に制定された1993年憲法は、憲法秩序および権利保障機関としての憲法裁判所(それまでの1978年憲法では憲法保障裁判所)を設置した。これによって、ペルーにおける憲法裁判を本格的に検討する制度は存在することになるが、同裁判所は当時の政治変動の渦中に置かれ、1997年には政権に批判的な判事が罷免される事件が起きた。それ以後、憲法裁判所に人権保障機関としての機能を望むことは困難な状況が続いた。

(2) 1990年代に本格的に新自由主義社会経済政策を導入していたペルーをはじめラテンアメリカ諸国では、2000年代に入るとその歪みとしての格差があらゆる面で顕在化し始める。その1つが、2009年にペルーのアマゾン地域のバグア地方で起きた、先住民による天然ガス資源開発に対する抵抗運動である。この時期のラテンアメリカで相次いだ反米政権や左派政権の誕生によって、新自由主義路線からの脱却や政策転換が語られ始め、日本でも「ポスト新自由主義時代」の文脈でラテンアメリカを捉える研究が公開され始めた。ペルーの先住民抵抗運動は、反米でも左派でもない当時のペルーの中道政権に向けられたものであったが、2000年に10年続いた政権の交代(実際には大統領の辞任/解任)は、確かに、憲法裁判所の活性化をもたらす1つの契機であった。そのことは、2004年5月に法典として制定された「憲法訴訟法」に示されている。憲法裁判にとっては最重要課題の法整備であったが、1990年代半ばに着手されながら、上記(1)の政治情勢ゆえに、長らく停滞していた。

(3) こうした動きは、当然、この地域の(憲)法学の主たる研究対象とされた。憲法裁判所が個人の自由や権利を積極的に保障する判決を出し始めたことで、憲法訴訟法に関する研究や憲法裁判(違憲審査制)の意義、さらには人権論に関する研究が急速に高まった(一例として、ペルーの憲法裁判所の判例からペルー国家の実相を描いた Marcial Rubio Correa, *El estado peruano segun la jurisprudencia del Tribunal Constitucional* (2006)は、この点での典型的かつすぐれた研究である)。かつて大統領制か議院内閣制かの統治機構論が、ペルーおよびラテンアメリカの憲法学界の主たる関心領域を占めていたことを想起すると、こうした学界の動向にはしっかりと、当時の社会の変容が反映されていた。

以上が、本研究課題が理論と実態の両面を掲げる所以である。

2. 研究の目的

(1) 本研究課題が示すように、研究の目的は、第一に比較研究にある。もとよりそれは、日本とペルーの単なる比較では意味を成さない。ペルーおよびラテンアメリカの問題をこの地の固有の歴史的な脈に位置づけることによって取り出されるものこそが、比較研究としての意義を発揮することになる。この点に関して、新自由主義を特徴とするグローバル化の現象を、「ラテンアメリカにビルトインされた歴史的事実」と捉える稀有な研究がある(Alberto Spota, "Globalizacion y gobernabilidad en el estado de Derecho hay posibilidad de controlar los efectos de la globalizacion?", en Facultad de Derecho de la Pontificia Universidad Catolica del Perú, *DERECHO PUC*, No. 55, 2002)。単なる訴訟技術論に終わらないために、本研究においては、この歴史的観点を共有するところから出発している。

(2) 上記の歴史的観点は、法の受容・継受地として「非西欧」であるペルーおよびラテンアメリカ地域の性格を浮き立たせる。ペルーの憲法裁判制度(1978年および1993年の両憲法)は、他のラテンアメリカ地域と同様にスペインを介することで(前者は1931年共和国憲法、後者は1978年君主制憲法)、西欧起源の制度を導入した。上記(1)の世界史の文脈のなかでペルーの憲法裁判を歴史的に捉えることは、「非西欧」に属する国々の憲法研究にとって、濃淡の違いをともしつつも、比較研究としての意義を有する。ここに、日本で研究することの目的がある。

(3) ペルー固有の文脈は、もう1つの重要な研究目的を浮かび上がらせる。上記の「ラテンアメリカにビルトインされた歴史的事実」であるグローバル化と、それ以前からこの地に生存していた先住民との関係である。前出1.(2)で言及した2009年の反対運動は、決して突発的なことではなかった。20世紀初頭の「自由主義の時代」のペルーにおいて、すでに経験されていた事実であった(当時は天然ゴム開発をめぐるイギリス資本に向けられたもの)。

3. 研究の方法

(1) 本研究課題では、ペルーの憲法裁判をめぐって、判例分析のような内在的研究にとどまらず、裁判所をめぐる外的な環境の実態分析まで含めることをめざした。その場合、研究を円滑に遂行していくために常に依拠した方法が、現地研究者および関係者による聞き取り調査であった。この点を踏まえ、次の2点にまとめることができる。

(2) 第1に、現地研究者の助言から、憲法裁判所が以前には見られないほどの権利保

障をめぐす判決の蓄積をおこなっていることがわかったことから、そのために必要な資料収集をおこなった。それらの情報を整理し、必要な検討をおこなうことで、理論的かつ実態的な課題を明らかにすることである。裁判所の判例分析と研究者による論文の精査を継続的に進めていく作業が中心となる。

(3) 上記(2)の作業を経て、できるだけ明確な仮説の輪郭を描き、現地研究者との意見交換や現地の人びとへの聞き取り調査を通じて、いっそうの正当性を与えていく方法である。とりわけ本研究課題が示すように、判決に凝縮された現実社会の実態を捉えることは容易なことではない。この点は、現地の学問的かつ文化的事情が関わってくることから、この点を尊重しつつ、現地での調査(フィールド・ワーク)をおこなうためには、ある程度の柔軟性をもって臨まなければならない。

4. 研究成果

(1) 数次にわたりおこなったペルーでの現地調査は、憲法裁判の現状についての理解を大いに助けるものであった。現地では、元憲法裁判所判事と、現地研究者の助言が非常に有効であった。はペルーの憲法裁判所が活性化した要因の一つは、人びとの間における裁判所の知名度の低さを克服した点にあると指摘し、とりわけペルーの山岳地帯や熱帯雨林地方に住む人びとに対しても憲法裁判所の役割に関する情報が到達するよう、広報活動に努めていたことがわかった。はペルーおよびラテンアメリカ憲法学の議論動向を知る上で非常に有益であり、社会学的観点からの判例分析の有効性が指摘された。

(2) ペルー以外のブラジルにおいても、現地研究者との意見交換の機会があり、この地の憲法裁判の状況について、若干の調査をすることができた。ただブラジルの場合には、多くの他のラテンアメリカ諸国とは異なり、通常の司法裁判所(最高裁判所)が違憲審査権を行使する。これまでブラジルの違憲審査制は、かなりの程度において社会的少数者の権利保障に貢献してきたとするのが、ブラジル憲法学の大方の見方であるように思われる。比較の観点からは、憲法裁判の制度的相違による影響も含め、社会における憲法裁判および憲法裁判所の意義についても、今後の重要な課題であることを明らかにした。

(3) 2015年度は学外研究のために、半年間マドリッド(スペイン)へ滞在し、同国の憲法裁判所を訪問し、事務局長等との意見交換をおこなった。裁判所としては社会におけるみずからの重要性を強調してはいたものの、スペイン憲法学は、ペルーの憲法裁判所に対して同国の憲法学がおこなっていたのとは

正反対の評価であった。その評価の理由として、スペインの憲法学で論じられていたのは、裁判所の政治性に加え、膨大な訴訟量ゆえに大幅に裁判の遅滞が生じ、憲法裁判所が政治部門の動向に追いつけず、社会的信頼を失墜しつつある点であった。隣国のポルトガルの憲法裁判所は、1982年の憲法改正を機にそれまでの革命評議会が解消されたことで誕生したものである。ここでの現地調査においては、ポルトガルの憲法裁判所は、法令の憲法適合性の審査と人権保障の本来の機能を果たすことによって、政治権力に対する一定の歯止めとなり続けていることがわかった。とはいえ、欧州レベルでの法的機関が複数存在するだけに、憲法裁判の意義が、ラテンアメリカとは全く異なる政治動向と社会的環境のなかにあることは明白であった。

(4) 前出2.の研究目的(3)で述べたように、ペルーにおける憲法裁判の意味は先住民文化との関わりで捉えなければ、ペルーにおける憲法史を総体的につかむことにはならない。そして、そのことがまた、歴史的文脈としての「ポスト新自由主義」の正確な理解には至らないことが、現地調査で明らかになりつつあった。そこで最終年度には、先住民を基軸にした比較の研究対象の裾野を広げるために、世界的に注目されつつあったアメリカ合衆国のノース・ダコタ州の先住民居住区スタンディング・ロックにおける石油パイプライン建設先反対運動の事例に着目し、共同研究の一部の成果を発表する機会を得た。

(5) 以上の研究成果は部分的ながら、雑誌論文や研究報告のかたちで発表してきた。とりわけ、2017年1月の研究報告では、本項(1)~(4)を(その後、予定していた現地調査も)含め、今後の研究課題を明確にする意味でおこなったものである。また、現地調査の過程で、しばしば日本の憲法状況の発表をする機会に恵まれた。比較研究をめぐす本研究課題は、終局的には日本の憲法状況を捉える素材としてフィード・バックされる。そのことを念頭に置きつつも、多くの場合、憲法裁判の素材を超えた憲法史や国制史が主題として掲げられた。現地調査において明らかになったペルーの憲法裁判の理論動向と実態は、その他の地域の状況が勘案されることによって、いっそう明確かつ重厚なものになったが、それは、70年以上の歴史を刻みながらも、決して積極的な権利保障機能を果たしているとは評価しがたい日本の違憲審査制を考えるうえで、実に刺戟的な比較研究の知見であり続けている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

川畑 博昭、法が神話を纏うとき 明治憲法体制のその先に、愛知県立大学日本文化論集、査読なし、No.8、2017、135-160

川畑 博昭、生の日常から発する憲法理解 生命、生存、生活、歴史評論、査読有、No.806、2017、84-90

川畑 博昭、【書評】Tom Ginsburg and Alberto Simpser eds., Constitutions in Authoritarian Regimes, Cambridge University Press, 2014, ix+271pp., アジア経済、査読有、No.56、2015、165-168

川畑 博昭、ラテンアメリカ憲法史とポピュリズム 「民の声は神の声(vox populi, vox dei)」復権のために、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集(日本文化専攻編) 査読なし、No.16(6)、2015、96-79

川畑 博昭、ペルー共和制史にとっての「立憲主義」の位相 「統治」と「経済」からの抗い、新しい歴史学のために、査読有、No.285、2014、52-66

川畑 博昭、ペルー共和国史と日本国憲法、歴史評論 「非西欧地域」との比較から、査読有、No.770、2014、71-75

〔学会発表〕(計5件)

ノーマ・フィールド、川畑 博昭、屈することなき絶望 「世界の痛み」とともに、講演会、2017年3月26日、今池ガスビル(愛知県・名古屋市)

川畑 博昭、天皇制の憲法史における共和主義の要素 ポルトガル憲法史の経験をふまえつつ、ポルトガル・ミーニョ大学コロキアム「日本イベリア関係史 16世紀から現在まで」、2017年3月8日、ブラガ(ポルトガル・発表はポルトガル語)

川畑 博昭、ペルーにおける「新たな立憲主義(neo-constitucionalismo)」論と先住民族の概念 憲法裁判所の「活性化」論をきっかけに、中部憲法判例研究会、2017年1月7日、南山大学(愛知県・名古屋市)

川畑 博昭、明治時代の神話 法的側面 憲法の次元で、ブラジル・サンパウロ大学哲学文学人間科学部・日本文化研究所主催シンポジウム「夏目漱石とその時代・社会・文学」、2016年10月18日、サンパウロ(ブラジル・発表はポルトガル語)

川畑 博昭、「押しつけられた憲法か、だからこそ/それとも「言いなりの/従順な政治」か、サンパウロ大学日本文化研究所(哲

学文学人間科学部)講演会、2015年11月25日、サンパウロ(ブラジル・招待講演・発表はポルトガル語)

〔図書〕(計4件)

川畑 博昭、勉強出版、日出づる国と日沈まぬ国 日本・スペイン交流の400年、2016、357(143-161)

川畑 博昭、ひつじ書房、法生活空間におけるスペイン語の用法研究、2016、314(3-21)

川畑 博昭、日本法論社、グローバル化時代における民主主義の変容と憲法学、2016、522(490-511)

川畑 博昭、法律文化社、憲法とそれぞれの人権(第2版)、2014、248(155および183)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川畑 博昭(KAWABATA, Hiroaki)
愛知県立大学・日本文化学部・准教授
研究者番号: 50423843